議題6:手話通訳に従事する職員の取扱いについて(春日井市提出)

資料６

市名	回答
名古屋市	本市では手話通訳に従事する職員を嘱託職員として１名、健康福祉局障害企画課に配置している。区役所及び関係機関等から通訳の要請があった場合において、当該機関等へ派遣することとしている。 また、名古屋市身体障害者福祉連合会に手話通訳者派遣事業の委託をしている。 【参考】手話通訳者派遣事業の対象 （１）聴覚障害者等であって、次のいずれかに該当する場合 イ　市・区役所・学校等公的機関に訪れる場合 ロ　受診または相談のため医療機関に訪れる場合 ハ　救急自動車で医療機関に搬送される場合（曜日・時間帯を問わない） ニ　その他社会参加促進の観点から市長が認める場合 （２）公的機関等が聴覚障害者等のために研修・会議等開催する場合 （３）災害時において避難所等で聴覚障害者等がコミュニケーション支援を必要とする場合
豊橋市	豊橋市では、現地に赴く派遣型の手話通訳については、厚生労働省が示した要綱を参考に要綱を作成し、通訳者の登録を行っています。登録者の中から派遣を依頼する場合は、1時間まで2,000円、以後30分ごとに900円を加算して通訳料として支払っています。 通訳者の派遣時間の管理については、当月の件数等も考慮して特定の通訳者に集中しないように依頼しており、月ごとに活動実績報告書を提出してもらい管理しています。 夜間手当については、午後10時から翌朝5時までは25%割増した通訳料に設定しています。 報告書の作成時間に対しては手当を支給していませんが、交通費は公共交通機関利用は実費、自動車は1キロメートルあたり25円（片道2キロメートル以内を除く）を支払っています。
岡崎市	岡崎市において、手話通訳の派遣依頼への対応は、岡崎市社会福祉協議会へ事業委託をしている。 なお、本庁に常駐する手話通訳としては、嘱託員（非常勤特別職）を福祉部障がい福祉課に配置している。
一宮市	庁内に常駐する手話通訳のみで派遣を実施していない。 聴覚障害者協会から推薦をうけて雇用している。
瀬戸市	派遣について 瀬戸市では、職員として採用はしておりません。 瀬戸市地域生活支援事業の意思疎通事業の「手話通訳者派遣事業」は、瀬戸市聴覚障害者協会に委託しています。瀬戸市聴覚障害者協会の手話通訳者登録は１４名（瀬戸市５名、尾張旭市１名、長久手１名、日進市１名、春日井市２名、犬山１名、名古屋市守山区２名、名古屋市緑区１名）です。 時期により、手話通訳者の派遣依頼が多く手配に苦労しているのが現状です。
半田市	(1)手話通訳者派遣事業 派遣申請に基づき、手話通訳者を派遣 知多地区聴覚障がい者支援センターへ委託(29年度委託料 1,182,500円:内訳2,500円×473時間) (2)手話通訳設置事業 市役所地域福祉課に手話通訳者を配置(週3回・2～4時間) 知多地区聴覚障がい者支援センターへ委託(29年度 633,750円:内訳1,250円×507時間)
春日井市	当市では、現在任用中の臨時職員のつてや、市内に活動拠点を置く手話サークルへの打診を通じて、登録制により手話通訳者の確保に努めています。 なお、臨時職員登録の要件として、次のいずれかに該当する必要があります。 ①手話通訳士 ②愛知県実施の手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者 ③愛知県実施の要約筆記者養成研修事業において要約筆記者として登録された者 ④愛知県及び市で実施する奉仕員要請研修事業において要約筆記奉仕員として登録された者 派遣依頼への対応については、あらかじめ申請者から利用申請書による依頼を受け、臨時職員として登録する手話通訳者と調整のうえ派遣を行っています。用務終了後には、臨時職員から活動報告書(申請者の確認押印のあるもの)を提出させたうえで、派遣時間及び報告書作成時間を確認し、賃金計算を行っています。
豊川市	本市では、福祉課に常駐する手話通訳者を嘱託職員として採用し、主に福祉課窓口及び庁舎内の手話通訳業務を行っています。 派遣依頼があった場合に現地へ赴く派遣型の手話通訳については、登録された個人の手話通訳者（現在15名）を派遣しています。現在、これらの手話通訳者については、手話サークルなどの口コミにより情報得て、登録を促していますが、今年から、広報等により公募することとしています。 派遣による手話通訳業務に従事した場合は、派遣報酬（2,000円/回）と交通費（25円/km）を支給しています。

市名	回答
津　島　市	手話通訳に従事する臨時的任用職員は採用していません。
碧　南　市	派遣型で対応。具体的には、福祉部局にて愛知聴覚センターからの推薦を受けた個人と１時間2,500円の委託契約を締結することで、確保している。
刈　谷　市	設置型の手話通訳（臨時職員）が、福祉総務課に常駐しています。 また、派遣依頼については、臨時職員ではなく、手話通訳者等派遣事業で登録されている手話通訳者へ報償費で支払いをしています。
豊　田　市	障がい福祉課に１名（週５日勤務）の手話通訳に従事する非常勤一般職を配置している。 基本的には障がい福祉課に常駐しており、来庁者又は窓口担当者からの依頼に応じて対応可に同行する。 対応が必要な案件がそこまで多いわけではないため、特段の支障は生じていない。 また、イベント等で手話通訳者が必要な場合は、それぞれの所属で別途人材派遣等を活用して確保する。
安　城　市	専門職任期付職員として採用した職員を障害福祉課に配置し、他課からの派遣依頼にもその職員が応じる方法で運用しています。
西　尾　市	①勤務時間の管理として、本市では実通訳時間に対して謝礼を支払い、報告書と依頼書で大きく違いがなければ、特に調　査はしていない。 ②夜間手当の規定はなく、支給していない。 ③①でも回答のとおり、実通訳時間に支払っているため報告書作成時間は考慮していない。通勤手当に該当するものとして、交通費を支給している（詳細は別紙参照）。 手話通訳者の確保手段として、社会福祉協議会に手話奉仕員養成講座を委託し、受講者の中から経験を積み、技術も高く信頼できる方を関係団体から推薦してもらい、登録して派遣できるよう努めている。
蒲　郡　市	設置型の手話通訳として採用し、派遣依頼には対応していない。
犬　山　市	手話通訳業務に関わる職員は、月１５日勤務のパート職員が１名います。 ただし、パート職員は庁内勤務のみです。 外部での手話通訳の要請には、市と契約している複数の個人の手話通訳者に依頼し、派遣をしています。 報酬は派遣契約に従って支払っています。
常　滑　市	本市では、現在、知多地区聴覚障害者支援センター（いるかの家）に派遣事業を委託しております。 委託料には、交通費も含まれますが、夜間手当や報告書作成時間等については、支給しておりません。
江　南　市	設置手話通訳者は議題同様、臨時的任用職員としている。派遣手話通訳者は要綱に基づき、市派遣手話通訳登録者を要請に応じ派遣し、実績により謝礼を支出しており、雇用関係はない。派遣時間は、午前８時から午後９時までの間の１日８時間以内としている。 また、人員の確保については、県に登録のある手話通訳者のうち近隣在住者へ市派遣手話通訳者として登録を個別にお願いした。
小　牧　市	臨時職員が１名週４勤務で担当課に常駐しているため、庁舎内であれば臨時職員が対応しています。 派遣の要請があった際は、登録している手話通訳に依頼しますが、そのコーディネイト業務も臨時職員が行っています。
稲　沢　市	あいち聴覚障害者センターと手話通訳者派遣業務を契約しており、利用者から市へ派遣依頼があるとその条件にあった手話通訳者を派遣してもらうため、夜間・休日を問わず対応している。
新　城　市	手話通訳に従事する職員は採用していない。
東　海　市	派遣型手話通訳のサービスを行っておらず、任用をしていない。

市名	回答
大　府　市	手話通訳に従事する職員の任用はない。
知　多　市	本市では、手話通訳を専任とした臨時職員の任用はありません。ただし、知多市手話通訳者設置事業実施要綱に定める業務及び福祉業務全般における職員の業務の補助等を行う臨時職員を任用しています（１名、月・水・金、９時～１６時）。派遣が必要な場合は、該当課から福祉課を通してＮＰＯ等に依頼する等して、対応しています。
知　立　市	当市においては、火曜日と木曜日の午前中の曜日固定で手話通訳を常駐させており、市内の手話通訳の団体に依頼し、臨時職員の形態で任用している。 また、手話通訳の派遣が必要となった場合は、市内又は県の手話通訳の団体に依頼し、派遣依頼に対応している。
尾 張 旭 市	本市では、週1日、半日勤務の臨時職員（市役所勤務）を雇用しているほか、国の地域生活支援事業により、派遣を行っている。派遣する職員については、時間単位の単価契約で委託しているため、市との雇用関係はない状況である。
高　浜　市	当市は直接雇用はしておらず、一般社団法人愛知県聴覚障害者協会と委託契約を交わし対応しています。 時間管理は、実績報告書を信用するしかありません。 時間単価は契約書どおりのため、夜間手当の考えはありません。 あくまでも手話通訳業務に要した時間で算定となっており、報告書作成時間は含まれてはいない。 交通費については、上限を定めたうえで実費支給となっています。ただし、上限は原則であり、協議のうえで定めることができます。 ※委託のため、当日キャンセルについて、キャンセル料が発生します。
岩　倉　市	設置型の手話通訳については、現在福祉課に週３日一日４時間常駐の臨時職員が勤務しています。 派遣型の手話通訳については、臨時職員での対応は行っていません。
豊　明　市	手話通訳者(設置型)を非常勤一般職員で任用しています。また、派遣型につきましては、委託で対応しています。
日　進　市	臨時職員として雇用している手話通訳者は、貴市の言うところの設置型であり、派遣することはない。 派遣については、介護福祉課が実施する意思疎通支援事業で対応している。
田　原　市	地域福祉課に常駐する手話通訳に従事する臨時的任用職員を１名採用している。派遣型の手話通訳に関しては、市内の方で、地域福祉課に登録している手話通訳者又は愛知県聴覚障碍者協会豊橋支部から派遣される手話通訳者で随時対応している。
愛　西　市	人事課が主となって手話通訳職員確保をするのではなく、各課の業務によって必要な都度に手話通訳者の確保をしている。 県聴覚障害者協会に相談し、手話通訳者の派遣対応を行っている。
清　須　市	手話通訳は、来庁者の窓口対応を行う臨時職員の雇用と、依頼があれば派遣する登録制度があり派遣型の臨時職員は雇用していない。 登録制度の手話通訳は、登録者を常時募集しており、書面による依頼があれば、登録者の中から依頼者の元へ派遣して現在のところ問題なく対応できている。
北名古屋市	本市では、手話通訳に従事する職員は、福祉担当課において非常勤職員での雇用を行っています。社会福祉課で勤務を行いながら、市民からの派遣要請に対応しており、手話通訳を行う時間帯も、開庁時間内であることがほとんどとなっています。なお、勤務時間外での対応は、時間外勤務手当の支給により対応しています。
弥　富　市	本市では設置型の手話通訳は臨時職員として雇用していますが、派遣型の手話通訳については「一般社団法人　愛知県聴覚障害者協会」と委託契約を締結のうえ実施しており、臨時職員としての雇用ではないため、提案市のような管理等は行っておりません。
みよし市	設置型の通訳者は非常勤特別職として任用し、7,000円／日支給し、月、木曜日に勤務している。 また、派遣型手話通訳については、一般社団法人愛知県聴覚障害者協会へ委託している。 （最初の１時間2,500円とし、以降30分ごとに1,250円を加算。交通費については、公共交通機関の場合は実費、自動車の場合は25円/kmを支払っている。）

市名	回答
あ　ま　市	当市においても、手話通訳に従事する職員を臨時的任用職員で採用しております。平成28年度から任用を開始し、任用条件は1週間のうち2日間の勤務（火曜日6時間、木曜日3時間）の1名の常駐型（甚目寺庁舎のみ）で実施しております。 本庁舎、七宝庁舎等で必要な場合は、事前予約制で対応しております。 派遣型については、愛知県聴覚障害者協会に委託しております。
長 久 手 市	本市で雇用してい手話通訳業務に従事している職員は臨時的任用職員のみであり、従事内容は福祉課等市役所内での市民対応のみとなっている。行事等への派遣は、原則行っていない。